

児童虐待の防止等に関する政策評価

目 次

	(頁)
1 児童虐待の発生状況等	1
2 児童相談所の概要	5
3 地域における児童虐待防止のシステム	6
4 児童養護施設等の概要	7
5 児童虐待の防止等に関する意識等調査結果<概要>	8

児童虐待の発生状況等

表1 児童相談所及び市町村における児童虐待相談対応件数の推移

(単位：件)

区分	平成2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
児童相談所	1,101	1,171	1,372	1,611	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932	11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211
市町村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	49,895	52,282	56,606

(注) 本表は、社会福祉行政業務報告（厚生労働省）に基づき当省において作成した。

○ 児童相談所における児童虐待相談の対応件数（児童虐待の相談種別別、主な虐待者別、被虐待者の年齢別、相談対応の種類別）

表2 児童虐待の相談種別別件数（児童相談所受付分）

(単位：件、%)

区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成17年度	14,712 (42.7)	12,911 (37.5)	1,052 (3.1)	5,797 (16.8)	34,472 (100.0)
18年度	15,364 (41.2)	14,365 (38.5)	1,180 (3.2)	6,414 (17.2)	37,323 (100.0)
19年度	16,296 (40.1)	15,429 (38.0)	1,293 (3.2)	7,621 (18.8)	40,639 (100.0)
20年度	16,343 (38.3)	15,905 (37.3)	1,324 (3.1)	9,092 (21.3)	42,664 (100.0)
21年度	17,371 (39.3)	15,185 (34.3)	1,350 (3.1)	10,305 (23.3)	44,211 (100.0)

(注) 本表は、社会福祉行政業務報告（厚生労働省）に基づき当省において作成した。

表3 主な虐待者別件数（児童相談所受付分）

(単位：件、%)

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の親	その他	総数
平成17年度	7,976 (23.1)	2,093 (6.1)	21,074 (61.1)	591 (1.7)	2,738 (7.9)	34,472 (100.0)
18年度	8,220 (22.0)	2,414 (6.5)	23,442 (62.8)	655 (1.8)	2,592 (6.9)	37,323 (100.0)
19年度	9,203 (22.6)	2,569 (6.3)	25,359 (62.4)	583 (1.4)	2,925 (7.2)	40,639 (100.0)
20年度	10,632 (24.9)	2,823 (6.6)	25,807 (60.5)	539 (1.3)	2,863 (6.7)	42,664 (100.0)
21年度	11,427 (25.8)	3,108 (7.0)	25,857 (58.5)	576 (1.3)	3,243 (7.3)	44,211 (100.0)

(注) 本表は、社会福祉行政業務報告（厚生労働省）に基づき当省において作成した。

表4 被虐待者の年齢別件数（児童相談所受付分）

(単位：件、%)

区分	0～3歳未満	3～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成17年度	6,361 (18.5)	8,781 (25.5)	13,024 (37.8)	4,620 (13.4)	1,686 (4.9)	34,472 (100.0)
18年度	6,449 (17.3)	9,334 (25.0)	14,467 (38.8)	5,201 (13.9)	1,872 (5.0)	37,323 (100.0)
19年度	7,422 (18.3)	9,727 (23.9)	15,499 (38.1)	5,889 (14.5)	2,102 (5.2)	40,639 (100.0)
20年度	7,728 (18.1)	10,211 (23.9)	15,814 (37.1)	6,261 (14.7)	2,650 (6.2)	42,664 (100.0)
21年度	8,078 (18.3)	10,477 (23.7)	16,623 (37.6)	6,501 (14.7)	2,532 (5.7)	44,211 (100.0)

(注) 本表は、社会福祉行政業務報告（厚生労働省）に基づき当省において作成した。

表5 児童虐待相談対応の種類別件数（児童相談所受付分）

（単位：件、％）

区分	面接指導			児童福祉 司指導	児童委員 指導	児童家庭 支援セン ター指導・ 指導委託	福祉事務 所送致 又は通知	訓戒 ・ 誓約	児童福祉 施設通所 ・入所	里親委託	その他	総 数
	助言指導	継続指導	他機関 あっせん									
平成 17年度	14,862 (43.0)	12,828 (37.1)	380 (1.1)	1,360 (3.9)	9 (0.0)	19 (0.1)	191 (0.6)	25 (0.1)	3,621 (10.4)	243 (0.7)	993 (2.9)	34,531 (100.0)
18年度	14,477 (38.4)	15,681 (41.6)	408 (1.1)	1,465 (3.9)	8 (0.0)	17 (0.0)	104 (0.3)	34 (0.0)	3,874 (10.3)	251 (0.6)	1,337 (3.6)	37,656 (100.0)
19年度	15,609 (37.8)	17,408 (42.1)	611 (1.5)	1,574 (3.8)	4 (0.0)	17 (0.0)	190 (0.5)	46 (0.1)	3,913 (9.5)	345 (0.8)	1,593 (3.9)	41,310 (100.0)
20年度	17,112 (39.5)	17,520 (40.5)	658 (1.5)	1,843 (4.3)	6 (0.0)	17 (0.0)	249 (0.6)	48 (0.1)	3,880 (9.0)	282 (0.7)	1,676 (3.9)	43,291 (100.0)
21年度	19,149 (42.7)	17,400 (38.8)	494 (1.1)	1,760 (3.9)	6 (0.0)	26 (0.1)	289 (0.6)	46 (0.1)	3,719 (8.3)	312 (0.7)	1,676 (3.7)	44,877 (100.0)

（注）1 本表は、社会福祉行政業務報告（厚生労働省）に基づき当省において作成した。

2 本表は、1件の相談に対し複数の対応がとられた場合にはそれぞれの区分に件数を計上しているため、表1から表4の総数欄の数値とは一致しない。

表6 児童虐待相談対応のうち児童福祉施設通所・入所の内訳（施設別）

（単位：件、％）

区分	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	乳児院	児童自立支援施設	その他	総 数
平成17年度	2,487(68.7)	148(4.1)	619(17.1)	130(3.6)	237(6.5)	3,621(100.0)
18年度	2,603(67.2)	193(5.0)	637(16.4)	138(3.6)	303(7.8)	3,874(100.0)
19年度	2,659(68.0)	154(3.9)	663(16.9)	125(3.2)	312(8.0)	3,913(100.0)
20年度	2,563(66.1)	168(4.3)	679(17.5)	131(3.4)	339(8.7)	3,880(100.0)
21年度	2,456(66.2)	154(4.2)	643(17.3)	119(3.2)	336(9.1)	3,708(100.0)

（注）1 本表は、社会福祉行政業務報告（厚生労働省）に基づき当省において作成した。

2 平成21年度は、通所の件数が含まれていない。

表7 一時保護所数、一時保護児童数及びそのうち児童虐待を理由とする児童数

（単位：か所、人、％）

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
一時保護所数	112	113	117	120	125
一時保護児童数	18,195	18,720	19,218	19,278	19,296
うち虐待を理由	6,442 (35.4)	7,139 (38.1)	7,503 (39.0)	7,682 (39.8)	7,562 (39.2)

（注）1 本表は、厚生労働省の資料に基づき当省において作成した。

2 一時保護所数については、平成17、18及び20年度は、各年の4月時点、19年度は同年7月時点、21年度は同年5月時点の数値である。

3 一時保護児童数は、児童相談所における所内一時保護児童の受付件数を計上した。

○ 市町村における児童虐待相談の対応件数（児童虐待の相談種別別、主な虐待者別、被虐待者の年齢別、相談対応の種類別）

表8 児童虐待の相談種別別件数（市町村受付分）

（単位：件、％）

区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成19年度	17,845(35.8)	22,329(44.8)	821(1.6)	8,900(17.8)	49,895(100.0)
20年度	18,641(35.7)	22,814(43.6)	832(1.6)	9,995(19.1)	52,282(100.0)
21年度	21,088(37.3)	23,099(40.8)	800(1.4)	1,619(20.5)	56,606(100.0)

（注）本表は、社会福祉行政業務報告（厚生労働省）に基づき当省において作成した。

表9 主な虐待者別件数（市町村受付分）

（単位：件、％）

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	総数
平成19年度	10,090(20.3)	2,244(4.5)	33,674(66.7)	614(1.2)	3,136(6.3)	49,758(100.0)
20年度	10,904(20.9)	2,361(4.5)	35,274(67.5)	685(1.3)	3,058(5.8)	52,282(100.0)
21年度	12,259(21.7)	2,668(4.7)	37,337(66.0)	777(1.4)	3,565(6.3)	56,606(100.0)

（注）本表は、社会福祉行政業務報告（厚生労働省）に基づき当省において作成した。

表10 被虐待者の年齢別件数（市町村受付分）

（単位：件、％）

区分	0～3歳未満	3～学齢前児童	小学生	中学生	高校生その他	総数
平成19年度	10,744(21.5)	14,182(28.4)	17,854(35.8)	5,552(11.1)	1,563(3.1)	49,895(100.0)
20年度	11,451(21.9)	14,637(28.0)	18,723(35.8)	5,732(11.0)	1,739(3.3)	52,282(100.0)
21年度	12,280(21.7)	15,981(28.2)	20,268(35.8)	6,220(11.0)	1,857(3.3)	56,606(100.0)

（注）本表は、社会福祉行政業務報告（厚生労働省）に基づき当省において作成した。

表11 児童虐待相談対応の種類別件数（市町村受付分）

（単位：件、％）

区分	面接指導			児童相談所 送致	知的障害者福祉 司・社会福祉主 事指導	助産又は母子保 護の実施に係る 都道府県知事へ の報告	その他	総数
	助言指導	継続指導	他機関 あっせん					
平成19年度	13,509(26.2)	25,349(49.1)	3,172(6.1)	3,131(6.1)	543(1.1)	133(0.3)	5,781(11.2)	51,618(100.0)
20年度	12,834(24.2)	27,491(51.9)	3,167(6.0)	2,647(5.0)	581(1.1)	57(0.1)	6,243(11.8)	53,020(100.0)
21年度	13,134(22.9)	31,773(55.5)	2,902(5.1)	2,490(4.3)	633(1.1)	77(0.1)	6,290(11.0)	57,299(100.0)

（注）1 本表は、社会福祉行政業務報告（厚生労働省）に基づき当省において作成した。

2 本表は、1件の相談に対し複数の対応がとられた場合にはそれぞれの区分に件数を計上しているため、表1及び表8から表10の総数欄の数値とは一致しない。

○ 児童虐待事件に係る検挙状況

表 12 児童虐待事件の態様別検挙件数

(単位：件、%)

区 分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総 数
平成 18 年	199(67.0)	23(7.7)	75(25.2)	0(0.0)	297(100.0)
19 年	211(70.3)	20(6.7)	69(23.0)	0(0.0)	300(100.0)
20 年	205(66.8)	20(6.5)	82(26.7)	0(0.0)	307(100.0)
21 年	234(69.9)	10(3.0)	91(27.2)	0(0.0)	335(100.0)
22 年	270(76.3)	17(4.8)	67(18.9)	0(0.0)	354(100.0)

(注) 本表は、警察庁の資料に基づき当省において作成した。

表 13 児童虐待による死亡事件の検挙状況

(単位：件、人)

区 分	検挙件数	被害児童数
平成 18 年	53	59
19 年	35	37
20 年	44	45
21 年	27	28
22 年	31	33

(注) 本表は、警察庁の資料に基づき当省において作成した。

児童相談所の概要

1 設置の目的

児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関である。

2 設置主体

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市（横須賀市、金沢市及び熊本市）
全国に 205 か所（平成 22 年 5 月 10 日現在）設置されている。

3 業務

- ① 相談、調査、診断、判定、援助決定
- ② 在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等
- ③ 一時保護 等

4 職員

児童相談所に置くべき職種は、児童相談所の規模によっても異なるが、所長のほか、児童福祉司、精神科医（嘱託可）、児童心理士等が中心的職種である。（平成 22 年 4 月 1 日現在、児童福祉司 2,477 人）

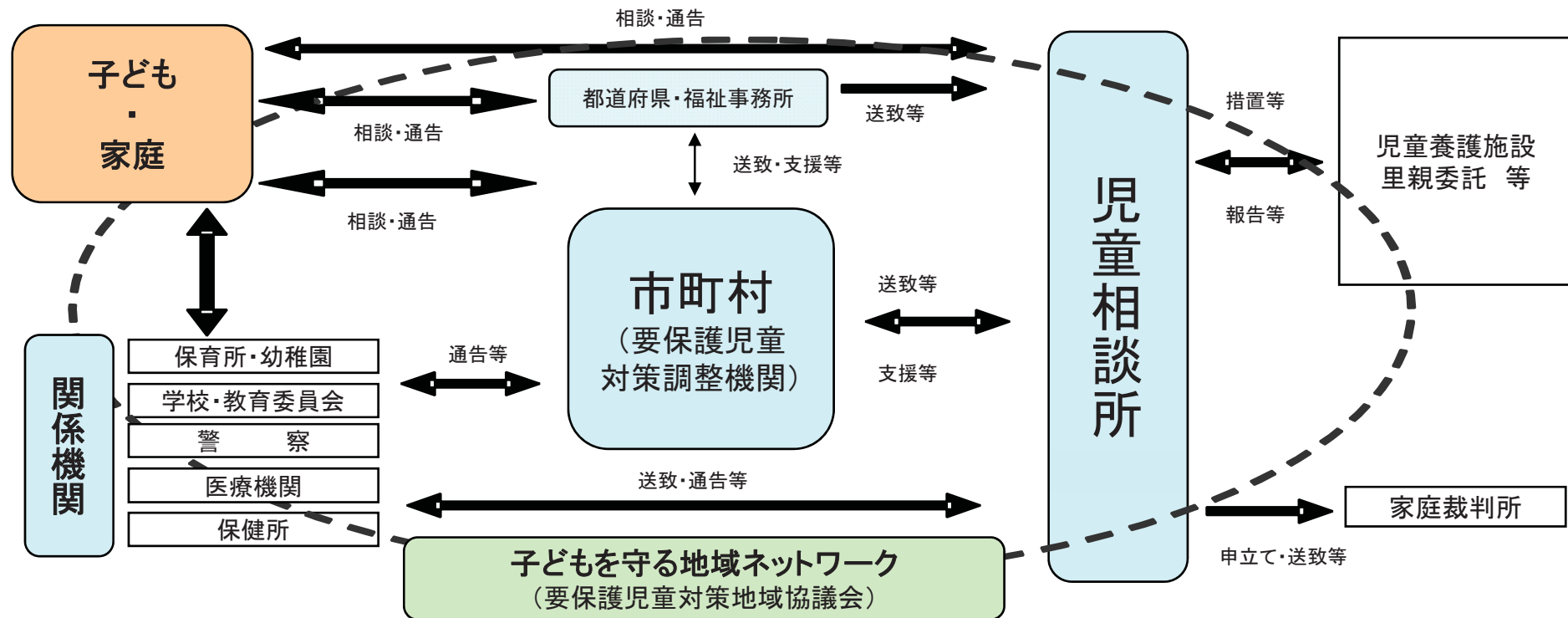
5 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談…保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談…未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談…肢体不自由、視聴覚障害・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談…ぐ犯行為や問題行動のある子ども等に関する相談
- ⑤ 育成相談…家庭内のしつけ、不登校、進学適正等に関する相談
- ⑥ その他

（注）厚生労働省の資料に基づき当省において作成した。

地域における児童虐待防止のシステム

- 従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている
- 市町村虐待相談対応件数 平成19年度 49,895件 → 平成21年度 56,606件
- 各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置が進んでいる(平成22年4月1日現在、98.7%の市町村で設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含む。))。
- 平成20年の児童福祉法改正法により、21年4月より、協議会の支援対象について、これまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も追加された。



(注) 厚生労働省の資料に基づき当省において作成した。

児童養護施設等の概要

○ 施設の種類の対象児童等

区分	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	乳児院	児童自立支援施設	母子生活支援施設
対象児童等	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）	軽度の情緒障害を有する児童	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童
施設数	575か所	33か所	124か所	56か所	272か所
児童定員等	34,569人	1,539人	3,794人	3,793人	5,430世帯
児童現員等	30,600人	1,111人	2,972人	1,467人	4,007世帯
職員総数	14,848人	815人	3,883人	1,717人	1,904人

資料：社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）等による平成22年3月末現在の数字

○ 「児童福祉施設最低基準」による主な基準（児童養護施設の場合）

① 人員配置

児童指導員、嘱託医、保育士、栄養士、調理員を配置

- ・ 3歳児未満の児童：2人に対し、保育士又は児童指導員：1人
- ・ 3歳児以上の幼児（小学校就学前）：4人に対し、保育士又は児童指導員：1人
- ・ 少年（小学校就学以降）：6人に対し、保育士又は児童指導員：1人

② 施設整備

居室（3.3㎡以上／人）・調理室・浴室・便所
医務室、静養室（30人以上定員施設のみ）

（注）厚生労働省の資料に基づき当省において作成した。

児童虐待の防止等に関する意識等調査結果〈概要〉

- 児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会の実現は、国の重要課題の一つ。平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定された後、16年及び19年に同法及び児童福祉法が改正され、国や地方公共団体の取組が強化
しかしながら、平成21年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は4万4,211であり（児童虐待防止法施行前の11年度は1万1,631件）、虐待による死亡事例も依然として後を絶たない状況
- 総務省は、現在「児童虐待の防止等に関する政策評価」を実施しており、本意識等調査は、その一環として、児童虐待対応を行う現場の実務者が疲弊しているとされている中で、その負担感や意見等を把握するため行ったもの
この結果については、政策評価結果全体の取りまとめに活用するとともに、関係行政の見直し・改善に資するため公表
- 本意識等調査においては、①児童相談所（児童福祉司）、②市区町村（児童虐待相談対応担当者）、③小・中学校、④保育所（園）及び⑤児童福祉施設の実務者の合計約6,700人から、児童虐待の発生状況についての実感、被虐待児童の保護・支援や虐待をしている保護者への指導等の業務についての負担感や率直な意見、国や地方公共団体で今後必要と思われる取組についての意見等を把握
- 児童虐待の防止等について、国が、一度に複数の機関等を対象として全国的規模で、現場実務者の生の声を把握する意識等調査を行うのは初めて

意識等調査の概要

調査目的

本意識等調査は、「児童虐待の防止等に関する政策評価」の一環として、児童相談所の児童福祉司など児童虐待の防止等の業務に従事する実務担当者から、現在取り組まれている各種方策等の課題等についての意見等を把握し、本政策評価の取りまとめ及び今後の児童虐待の防止等に関する各種方策等の見直し・改善に資することを目的として実施

主な調査事項

- ・ 児童虐待の発生状況に関する実感や発生要因に関する認識
- ・ 児童虐待の発生予防や早期発見のための取組に関する現状認識
- ・ 児童虐待の早期対応から保護・支援までの一連の取組に関する現状認識
- ・ 今後、国や地方公共団体が重点的に取り組むべき事項

※ 調査対象機関別の調査事項は、報告書参照

調査時期・調査方法

調査時期：平成22年8月1日～9月28日（調査票の配布・回収期間）

調査方法：調査票を郵送し、自計申告方式（調査対象者自身が調査票に回答を記入する調査方式）により実施

調査対象と調査票の回収状況

調査対象		対象者数	回答者数	回収率
児童相談所児童福祉司 (以下「児童福祉司」という。)	全国の児童相談所(205か所※ ¹)各4人	820人	688人	83.9%
市区町村児童虐待相談対応担当者 (以下「市区町村担当者」という。)	全国の1,750市区町村各1人	1,750人	1,429人	81.7%
小・中学校担当者	26都道府県の県庁所在市内の公立学校の半数(2,462校)各1人	2,462人	1,952人	79.3%
保育所(園)(以下「保育所」という。)担当者	26都道府県の県庁所在市内の全公立保育所(1,657か所)各1人	1,657人	1,410人	85.1%
児童福祉施設担当者	全国の児童福祉施設※ ² (全780施設)各2人	1,560人	1,270人	81.4%
合計		8,249人	6,749人	81.8%

(注) 1 児童相談所数は、平成22年5月10日現在の数値である。

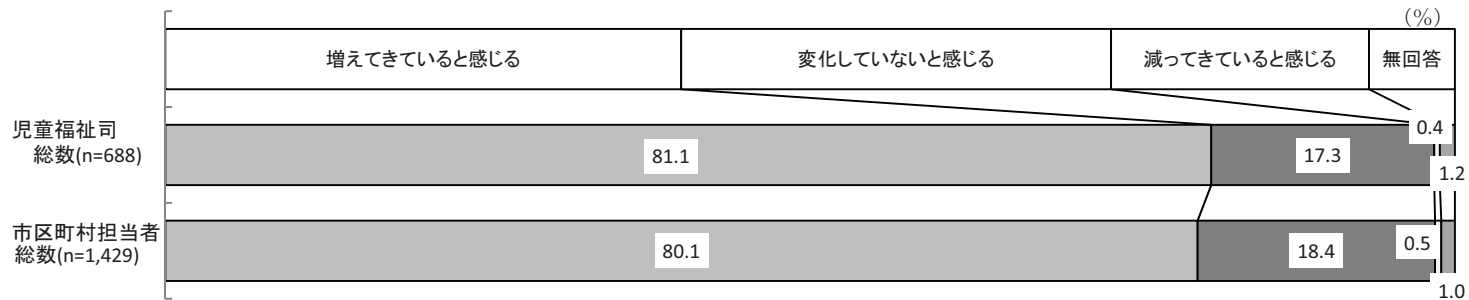
2 児童福祉施設のうち、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした。

I－1 児童虐待の発生状況についての実感

【問】 児童虐待の増減についてどのように感じているか。



児童福祉司の約81%及び市区町村担当者の約80%は、児童虐待が「増えてきていると感じる」と回答



※ n：回答者数

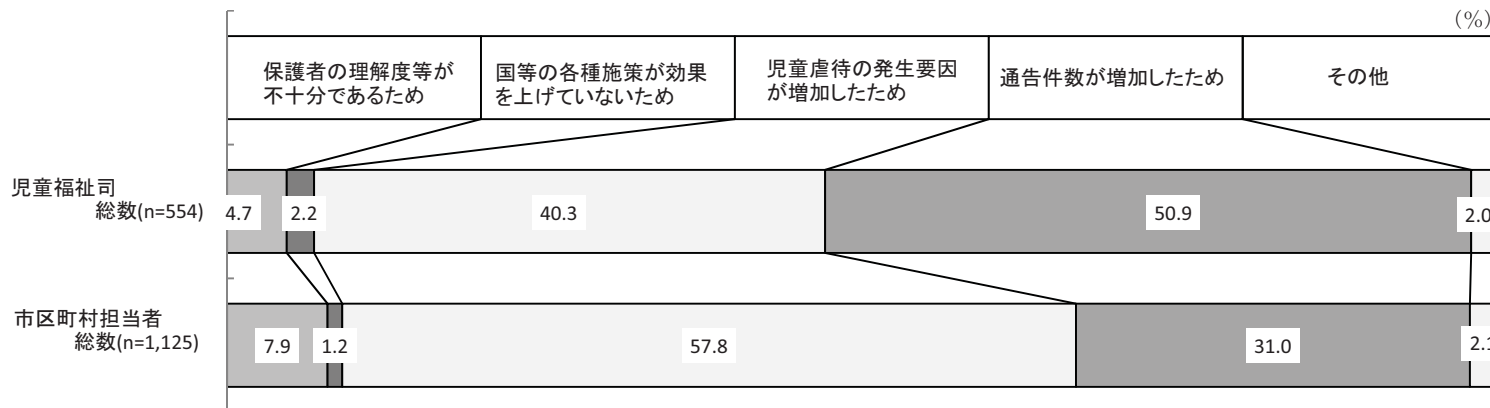
※ 小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合もある（以下同様）。

【問】 (児童虐待の増減について「増えてきていると感じる」と回答した方に) その理由は何か。



最も回答が多かったのは、児童福祉司では、「通告件数が増加したため」(約51%)、市区町村担当者では、「児童虐待の発生要因※が増加したため」(約58%)であった。

※ 「児童虐待の発生要因」についてはI－2 (P3) を参照

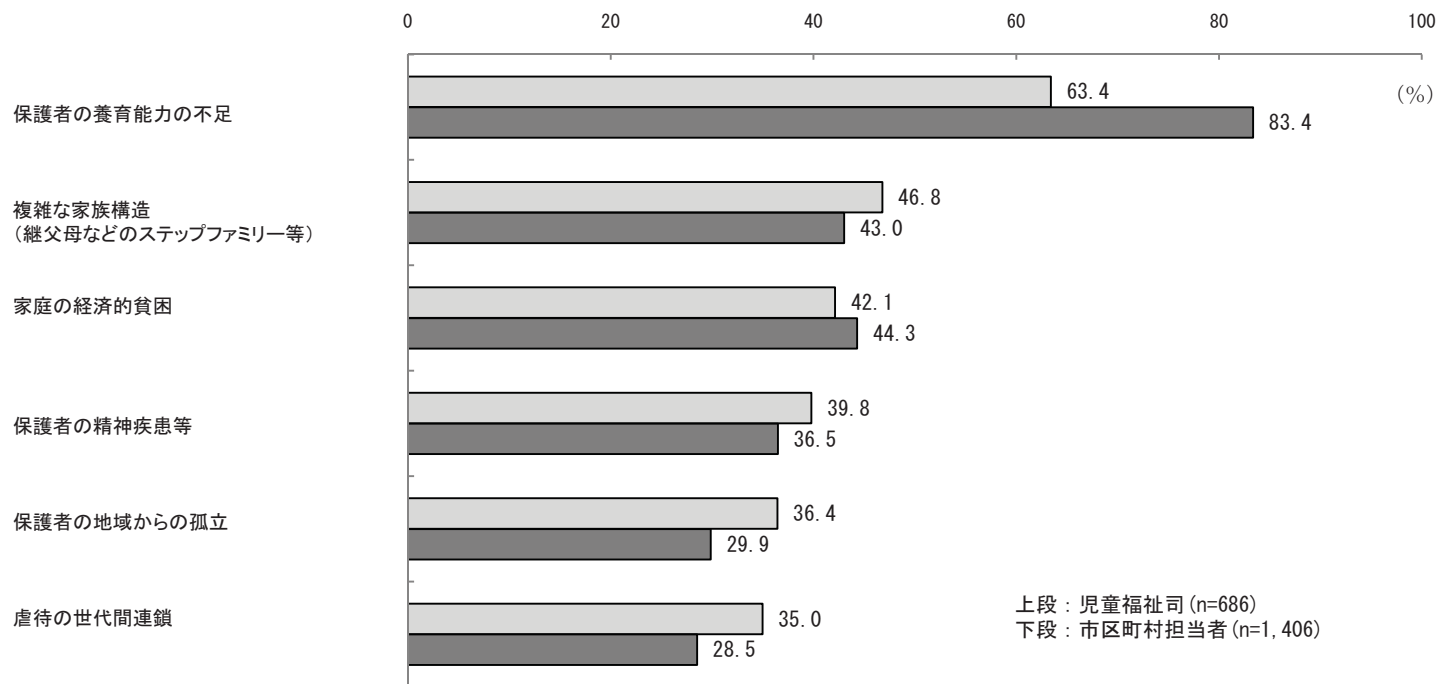


I-2 児童虐待の発生要因

【問】 児童虐待の発生要因は何か（複数回答）。

最も回答が多かったのは、児童福祉司及び市区町村担当者ともに「保護者の養育能力の不足」（児童福祉司の約63%、市区町村担当者の約83%）であった。

また、二番目に回答が多かったのは、児童福祉司では「複雑な家族構造（継父母などのステップファミリー等）」（約47%）、市区町村担当者では「家庭の経済的貧困」（約44%）であった。

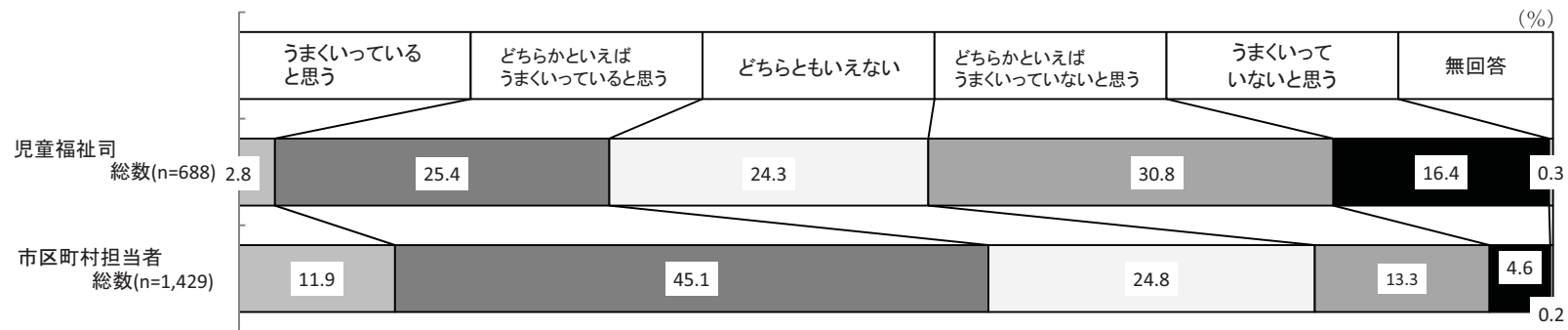


※ 複数回答の【問】については、回答が少なかったものを省略した（以下同様）。

I-3 児童相談所と市区町村の役割分担

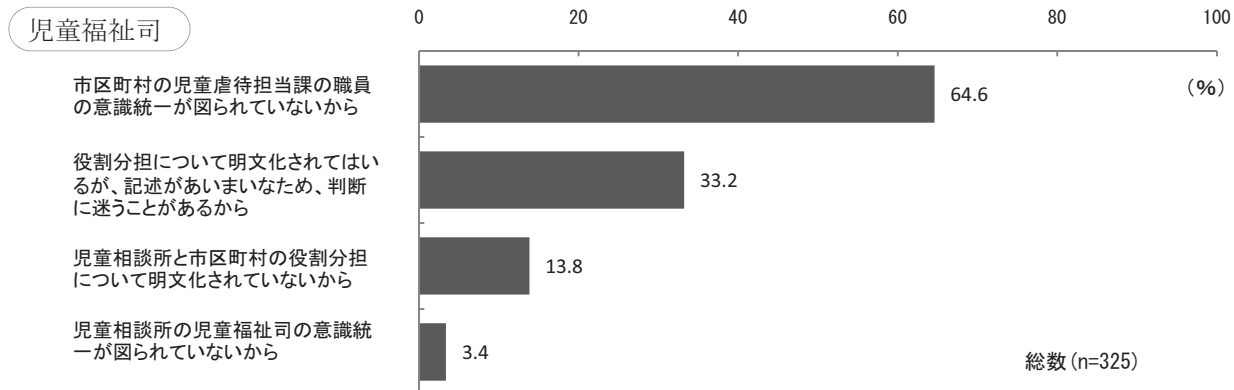
【問】 児童相談所と市区町村の児童虐待対応における役割は、市区町村が比較的軽微なケースへの対応、児童相談所が専門的支援を必要とするケースへの対応とされているが、実務を行うに当たって、役割分担はうまくいっているか。

➡ 「うまくいっていないと思う」又は「どちらかといえばうまくいっていないと思う」と回答した者は、児童福祉司では約47%であったのに対し、市区町村担当者では約18%であった。



【問】 (児童相談所と市区町村の役割分担について「うまくいっていないと思う」又は「どちらかといえばうまくいっていないと思う」と回答した児童福祉司に) なぜそう思ったのか(複数回答)。

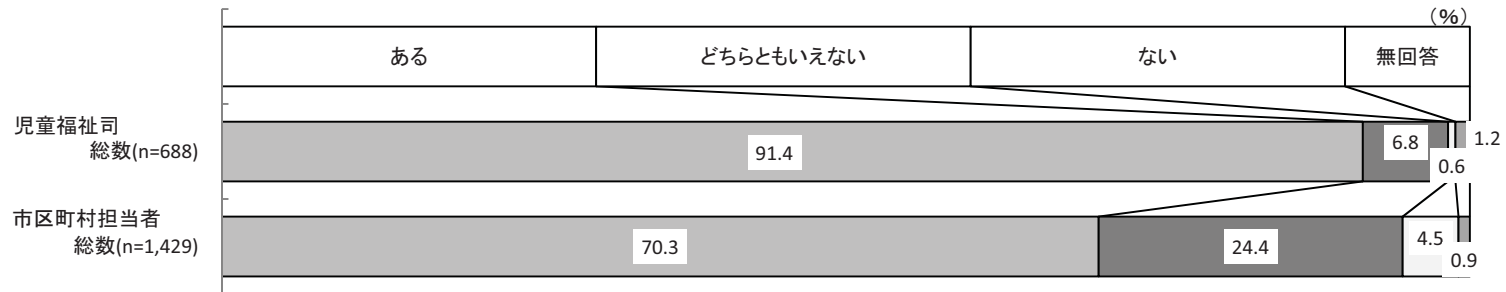
➡ 最も回答が多かったのは「市区町村の児童虐待担当課の職員の意識統一が図られていないから」(約65%)であった。



I-4-① 被虐待児童に対する支援についての意識

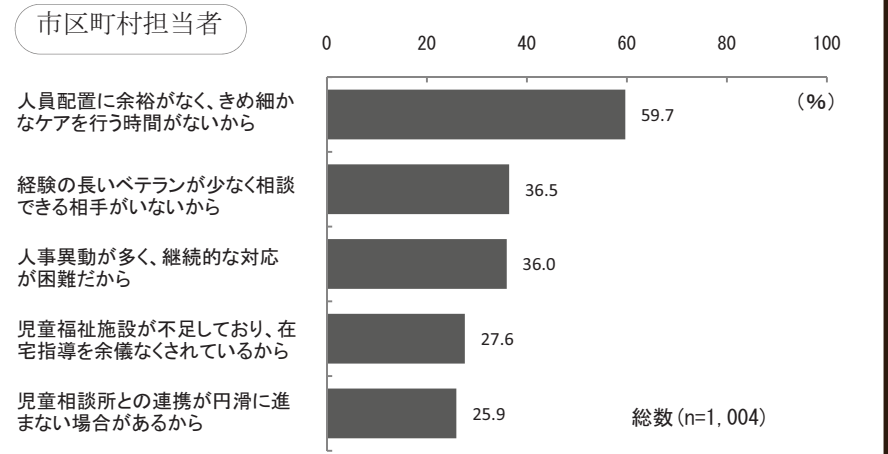
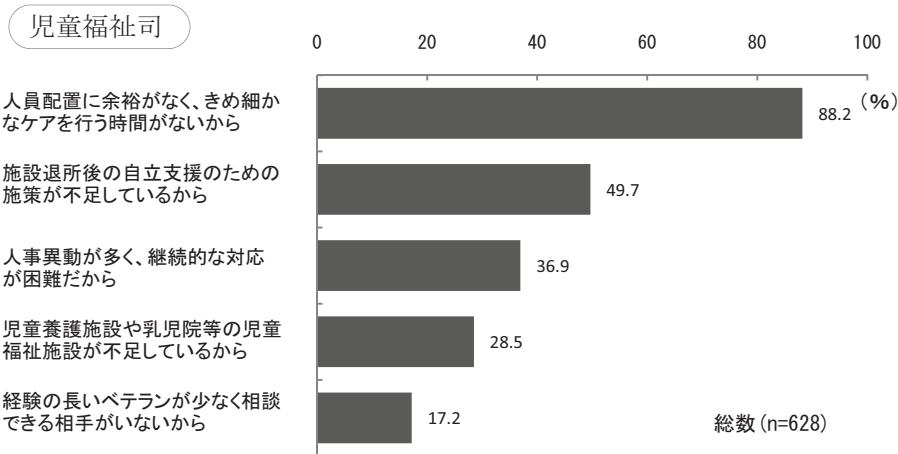
【問】 被虐待児童に対する支援に困難を感じることはあるか。

➡ 児童福祉司のほとんど（約91%）、市区町村担当者の約70%が、困難を感じることは「ある」と回答



【問】 （被虐待児童に対する支援に困難を感じることは「ある」と回答した方に）なぜそのように思ったのか（複数回答）。

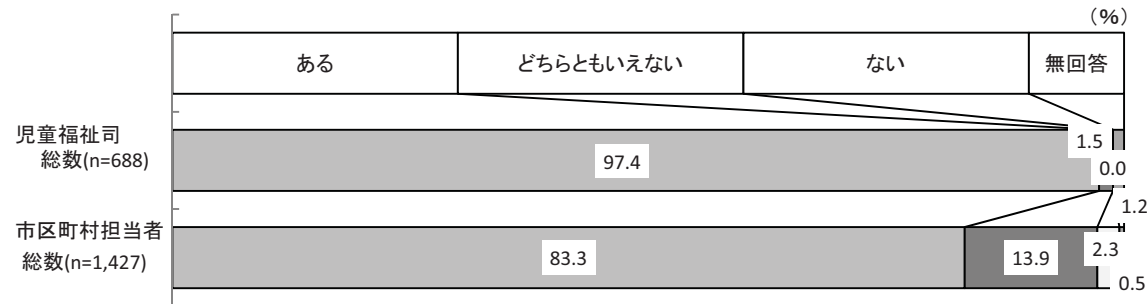
➡ 最も回答が多かったのは、児童福祉司及び市区町村担当者ともに「人員配置に余裕がなく、きめ細かなケアを行う時間がないから」（児童福祉司の約88%、市区町村担当者の約60%）であった。なお、「経験の長いベテランが少なく相談できる相手がいらないから」と回答した者は、児童福祉司では約17%であったが、市区町村担当者では約37%であった。



I-4-② 保護者に対する支援についての意識

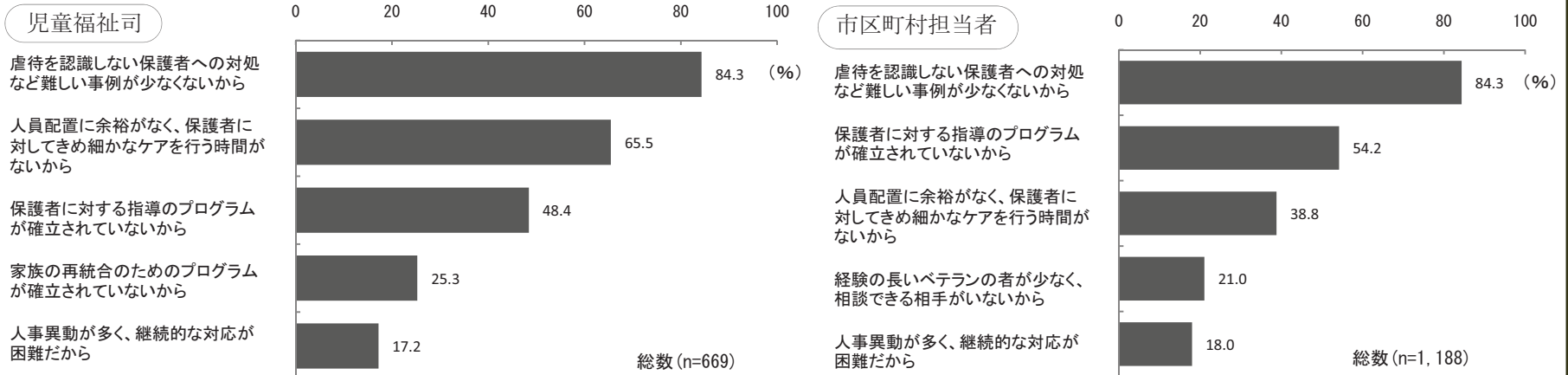
【問】 児童虐待を行った保護者に対する支援に困難を感じることはあるか。

➡ 児童福祉司のほとんど（約97%）、市区町村担当者の約83%が、困難を感じると回答



【問】 (児童虐待を行った保護者に対する支援に困難を感じることは「ある」と回答した方に) なぜそのように思ったのか (複数回答)。

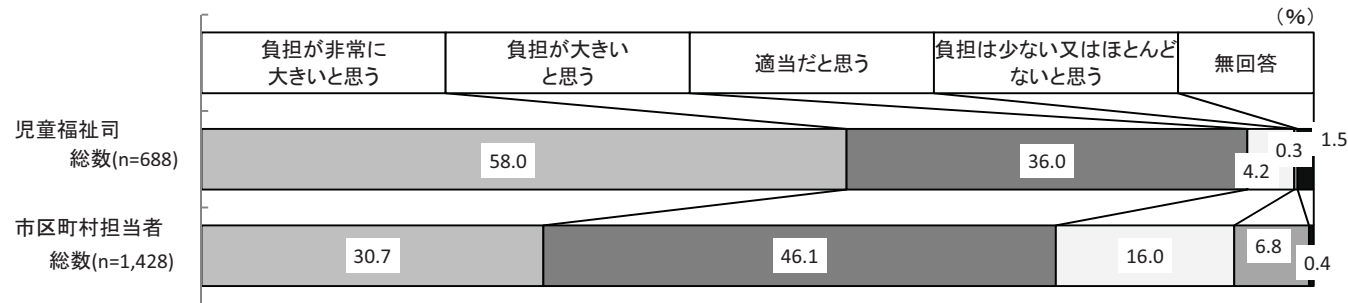
➡ 最も回答が多かったのは、児童福祉司及び市区町村担当者ともに「虐待を認識しない保護者への対処など難しい事例が少ないから」(約84%)であった。なお、「人員配置に余裕がなく、保護者に対してきめ細かなケアを行う時間がないから」と回答した者は、児童福祉司では約66%であったが、市区町村担当者では約39%であった。



I-5-① 業務上の負担についての意識

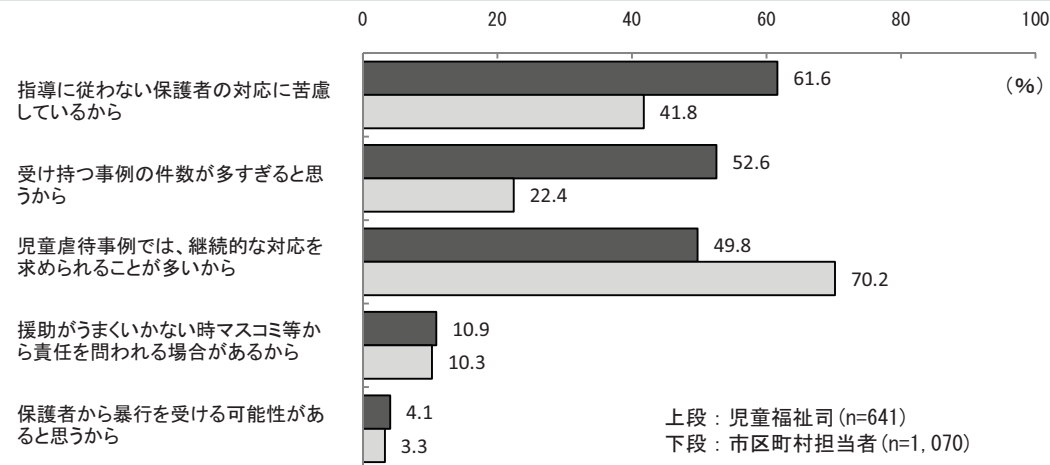
【問】 児童虐待対応に関する負担について、どう思うか。

➡ 児童福祉司のほとんど（94%）、市区町村担当者の約77%が、「負担が非常に大きいと思う」又は「負担が大きいと思う」と回答



【問】 （児童虐待対応は「負担が非常に大きいと思う」又は「負担が大きいと思う」と回答した方に）なぜそのように思ったのか（複数回答）。

➡ 最も回答が多かったのは、児童福祉司では「指導に従わない保護者の対応に苦慮しているから」（約62%）、市区町村担当者では「児童虐待事例では、継続的な対応を求められることが多いから」（約70%）であった。



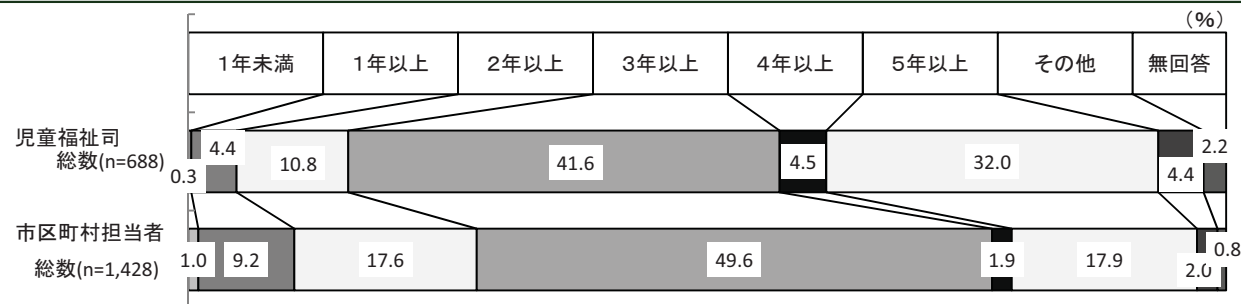
I-5-② 業務上の負担についての意識

【問】 児童虐待の対応について適切な判断ができるまでに、何年以上の経験年数が必要だと思うか。

最も回答が多かったのは、児童福祉司及び市区町村担当者ともに「3年以上」（児童福祉司の約42%、市区町村担当者の約50%）であった。

（参考：平成21年度末時点で経験年数が3年以上の児童福祉司の割合は43.3%、市区町村担当者の割合は35.3%である。※）

※ 現在取りまとめ中の「児童虐待の防止等に関する政策評価」における調査結果（速報値）による。

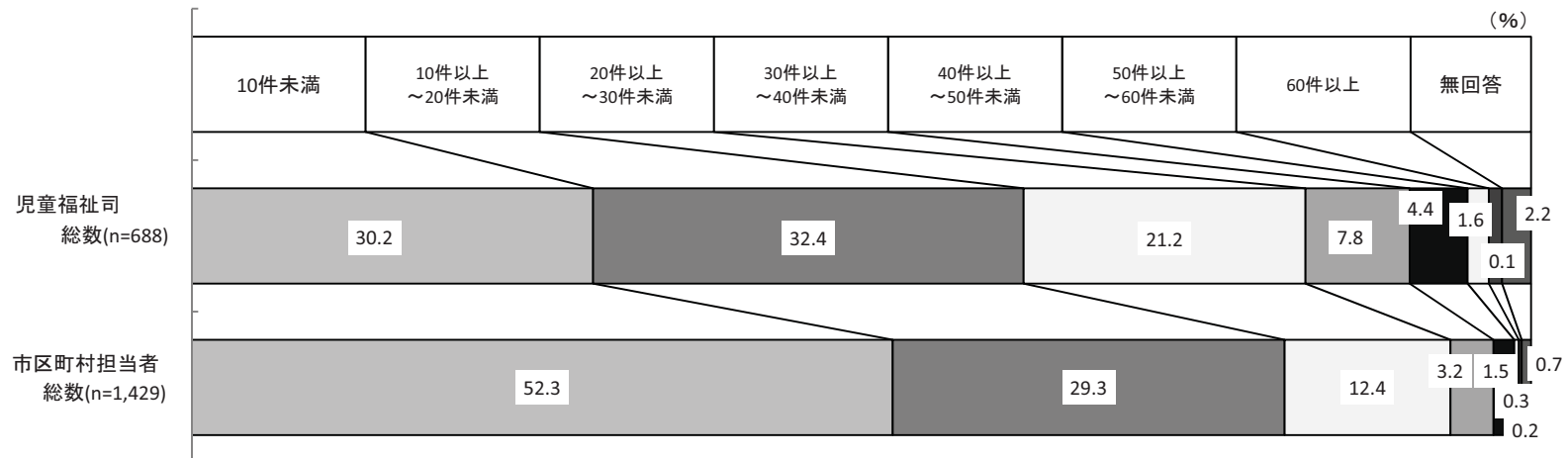


【問】 常時受け持つ児童虐待事例の件数は、一人当たり何件程度が妥当だと思うか。

最も回答が多かったのは児童福祉司では「10件以上～20件未満」（約32%）、市区町村担当者では「10件未満」（約52%）であった。

（参考：平成21年度末時点での担当者1人当たりの受持件数は、児童福祉司が31件、市区町村担当者が17件である。※）

※ 現在取りまとめ中の「児童虐待の防止等に関する政策評価」における調査結果（速報値）による。

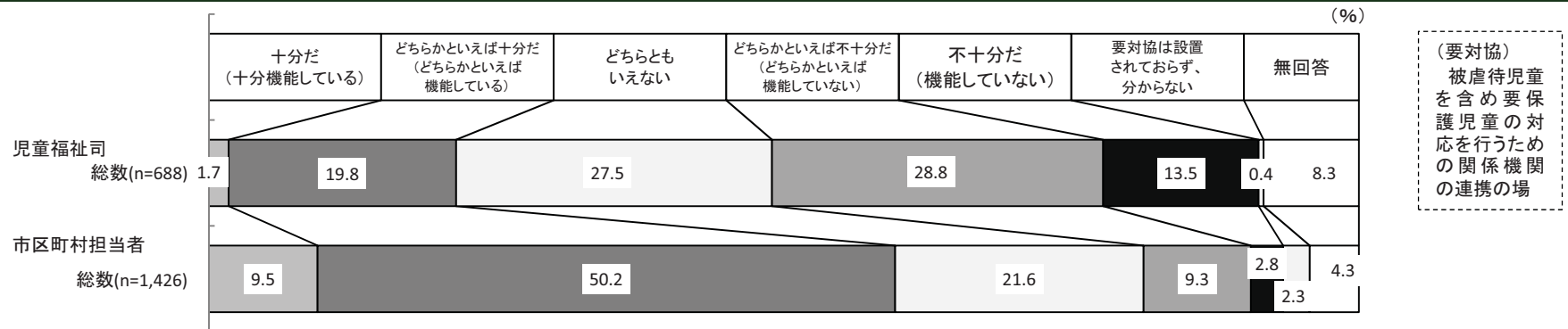


I-6 要保護児童対策地域協議会についての意識

【問】（児童福祉司に）要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）における関係機関の連携は十分であると思うか。
 （市区町村担当者に）要対協は、児童虐待事案の対応に当たり機能していると思うか。



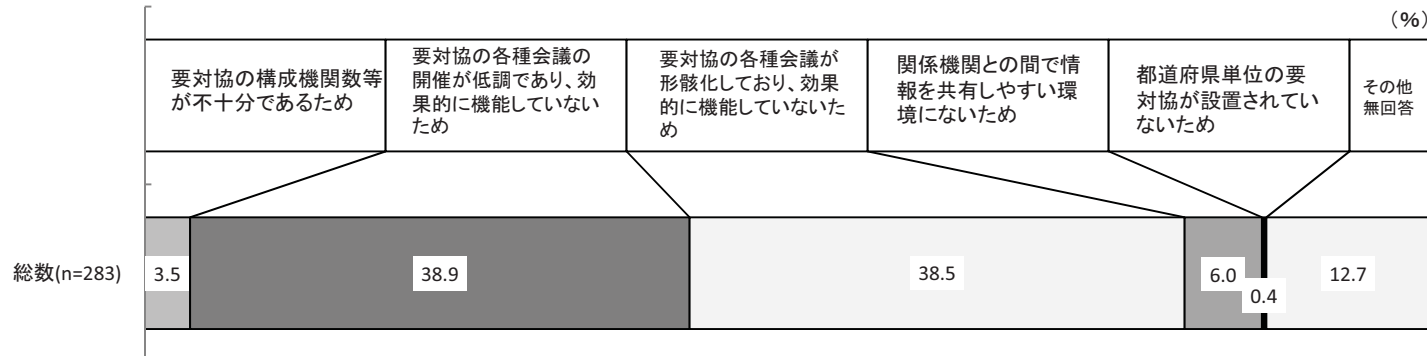
「不十分だ（機能していない）」又は「どちらかといえば不十分だ（どちらかといえば機能していない）」と回答した者は、児童福祉司では約42%であったのに対し、市区町村担当者では約12%であった。



【問】（要対協における関係機関の連携は「不十分だ」又は「どちらかといえば不十分だ」と回答した児童福祉司に）なぜそう思ったのか。



最も回答が多かったのは、要対協の各種会議について、「開催が低調であり、効果的に機能していないため」（約39%）、「形骸化しており、効果的に機能していないため」（約39%）であった。

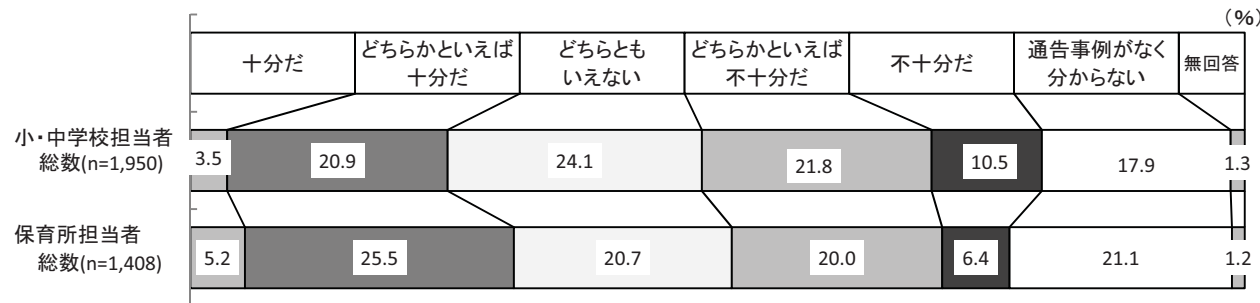


主な調査結果－Ⅱ 小・中学校担当者及び保育所担当者への質問

Ⅱ－1 小・中学校及び保育所に対する児童相談所等の対応についての意識

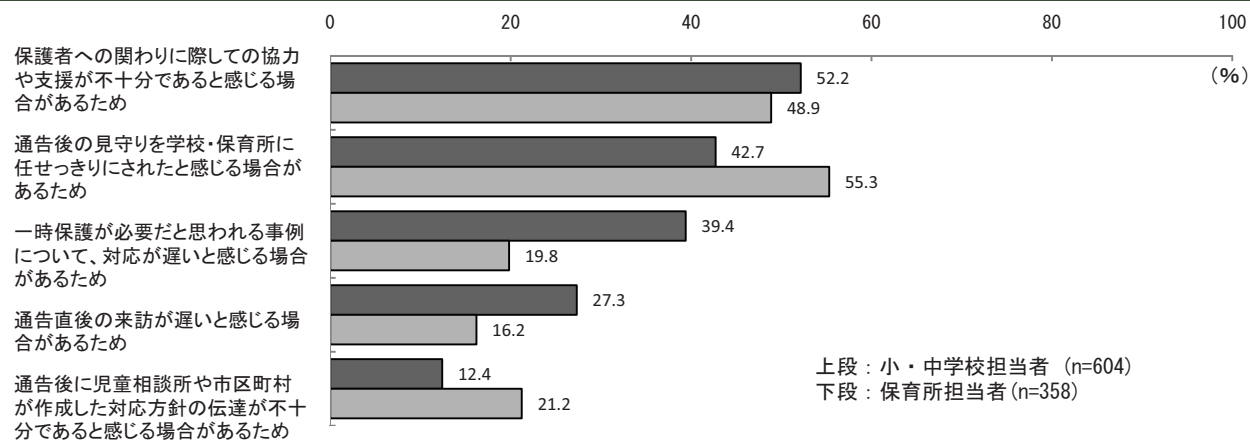
【問】 児童相談所や市区町村等に虐待を通告した際やその後のこれらの機関の対応について、どのように感じたか。

- ➡ ○ 小・中学校担当者の約24%、保育所の約31%が、「十分だ」又は「どちらかといえば十分だ」と回答
- 小・中学校担当者の約32%、保育所の約26%が、「不十分だ」又は「どちらかといえば不十分だ」と回答



【問】 (児童相談所や市区町村等に虐待を通告した際やその後のこれらの機関の対応について「不十分だ」又は「どちらかといえば不十分だ」と回答した方に) なぜそのように思ったのか(複数回答)。

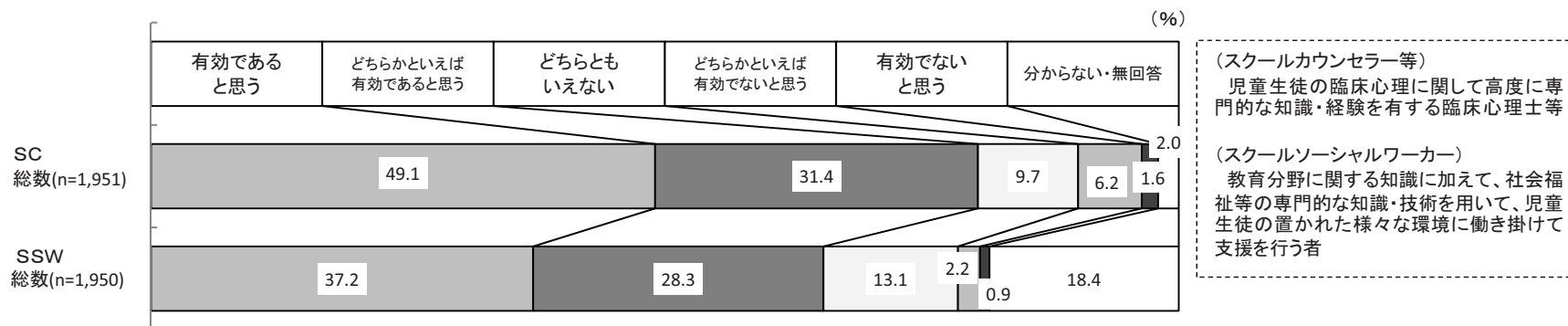
- ➡ 最も回答が多かったのは、小・中学校担当者では「保護者への関わりに際しての協力や支援が不十分であると感じる場合があるため」(約52%)、保育所担当者では「通告後の見守りを学校・保育所に任せっきりにされたと感じる場合があるため」(約55%)であった。



Ⅱ－2 スクールカウンセラー等についての意識

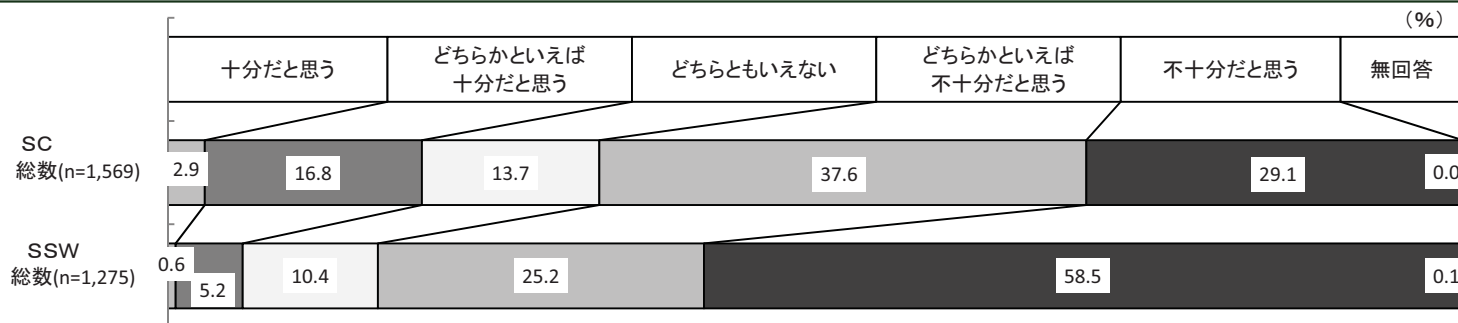
【問】 (小・中学校担当者に) 児童虐待の防止等のためにスクールカウンセラー等(以下「SC」という。)やスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)を配置することは有効であると思うか。

- ➡ ○ SCを配置することについては、約81%が「有効であると思う」又は「どちらかといえば有効であると思う」と回答
- SSWを配置することについては、約66%が「有効であると思う」又は「どちらかといえば有効であると思う」と回答



【問】 (SC又はSSWを配置することについて「有効であると思う」又は「どちらかといえば有効であると思う」と回答した方に) SCやSSWは十分に配置されていると思うか。

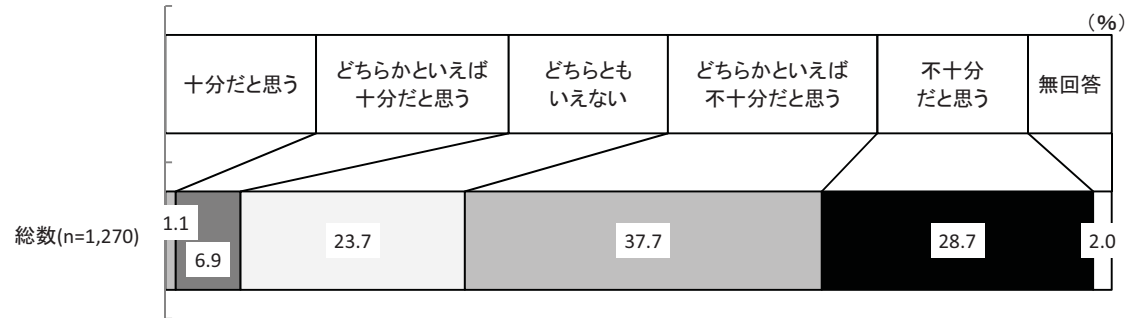
- ➡ ○ SCの配置については、約67%が「不十分だと思う」又は「どちらかといえば不十分だと思う」と回答
- SSWの配置については、約84%が「不十分だと思う」又は「どちらかといえば不十分だと思う」と回答



Ⅲ 施設入所児童等に対する児童相談所の支援についての意識

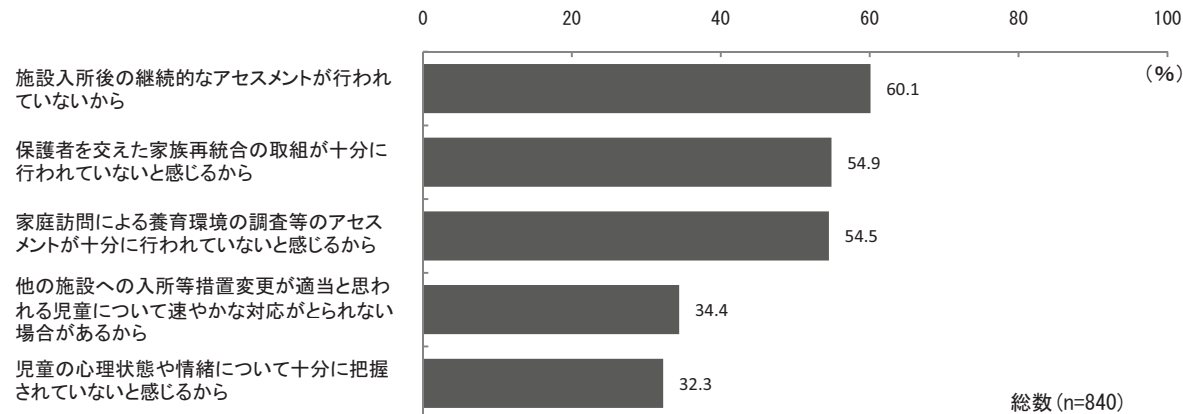
【問】 施設に入所する被虐待児童又はその保護者に対する児童相談所の支援は十分だと思うか。

➡ 約66%が「不十分だと思う」又は「どちらかといえば不十分だと思う」と回答



【問】 (施設に入所する被虐待児童又はその保護者に対する児童相談所の支援について「不十分だと思う」又は「どちらかといえば不十分だと思う」と回答した方に) なぜそのように思ったのか (複数回答)。

➡ 最も回答が多かったのは、「施設入所後の継続的なアセスメントが行われていないから」(約60%)であった。



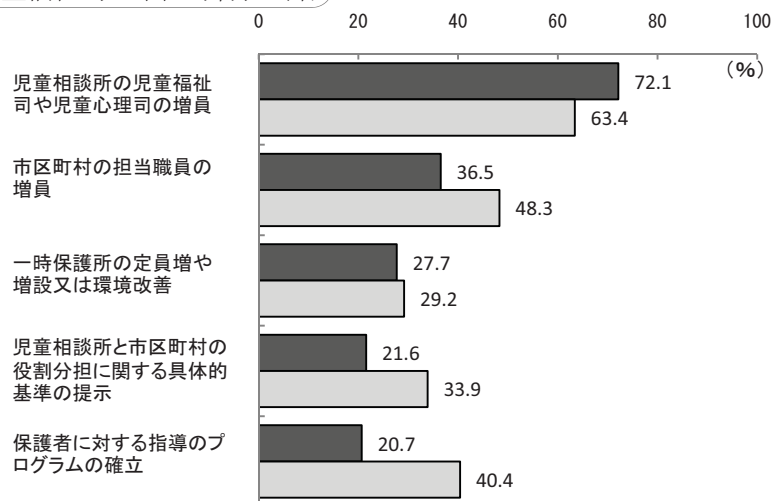
(アセスメント)
児童の心身の発達と健康状態やその置かれた環境等について実態を把握し、評価すること。

Ⅳ－1 国や地方公共団体で今後必要と思われる取組

【問】 児童虐待の早期対応から被虐待児童に対する保護・支援等までの一連の取組について、今後、国や地方公共団体でどのような取組が必要だと思うか（複数回答）。

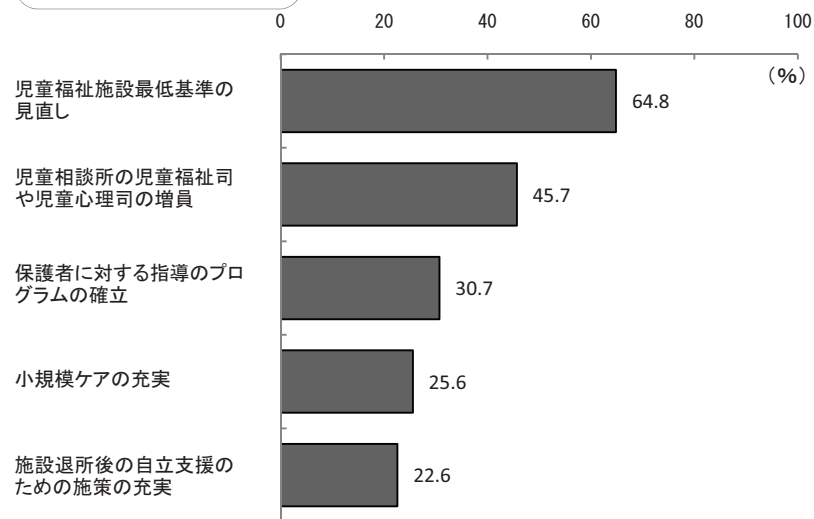
- ➡ ○ 児童福祉司及び市区町村担当者ともに最も回答が多かったのは、「児童相談所の児童福祉司や児童心理司の増員」（児童福祉司の約72%、市区町村担当者の約63%）、二番目に回答が多かったのは、「市区町村の担当職員の増員」（児童福祉司の約37%、市区町村担当者の約48%）であった。
- 児童福祉施設の担当者において最も回答が多かったのは、「児童福祉施設最低基準の見直し」（約65%）であった。

児童福祉司・市区町村担当者



上段：児童福祉司 (n=682)
下段：市区町村担当者 (n=1,416)

児童福祉施設担当者

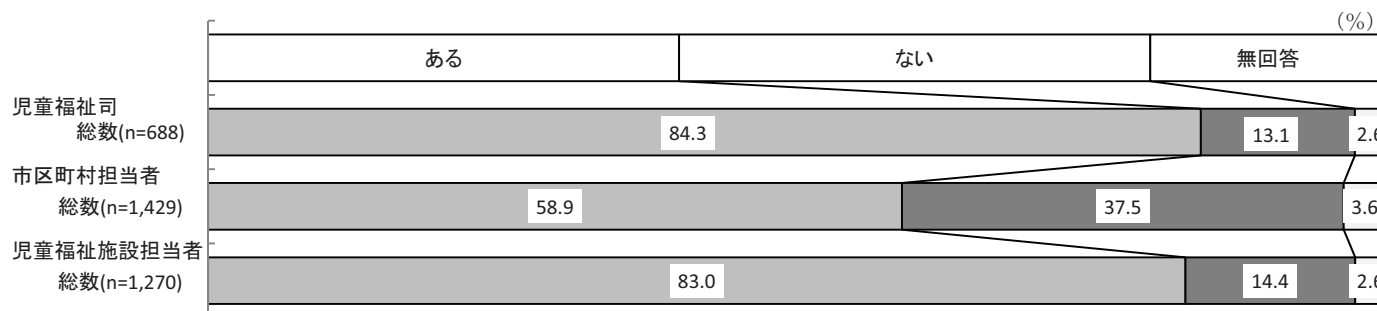


児童福祉施設担当者：総数 (n=1,263)

Ⅳ－２ 保護者の同意が必要な場合の対応についての意識

【問】 被虐待児童の病気の治療や進学等の場面で、保護者の同意が必要と言われることについて、そのような対応は困難であると感じることはあるか。

➡ 児童福祉司の約84%、市区町村担当者の約59%及び児童福祉施設担当者の83%が「ある」と回答



【問】 （保護者の同意を得ることが困難であると回答した方に） どのような場面でそう感じたのか（複数回答）。

➡ 最も回答が多かったのは「病院受診、入院、予防接種等の医療に関わる場面」（児童福祉司の約64%、市区町村担当者の約80%及び児童福祉施設担当者の約60%）であった。

